設計変更理由書

神戸市

工　事　名	鉄拐山トンネル補修工事

契約変更後の工事概要

工場製作工	一式	道路付属施設工	一式
坑門工	一式	構造物撤去工	一式

設計変更の理由

（１）PCL 版基礎削孔・充填工の追加

PCL 版基礎工から覆工コンクリート鉄筋を配筋したところ、重量のバランスが悪く、車道側へ倒れる危険が生じた。基礎工打設後に覆工コンクリート鉄筋を配筋することとするため、基礎削孔・モルタル充填を追加する。

（２）コンクリートとりこわし工法の変更

当初は、ブレーカーによるとりこわしを想定していたが、騒音・振動に関し、近隣住民より苦情が出ていること、粉塵による交通への影響を考え、ワイヤーソーイングによるとりこわしに変更する。

（３）覆工コンクリート削孔工の作業時間帯変更

請負人による施工計画の結果、削孔工は、道路規制を伴わず施工が可能となったため、夜間施工から昼間施工に作業時間帯を変更する。

（４）既設坑門はつり落とし工（垂水側）の廃工

当初、既設坑門を人力によりはつり落とす予定としていたが、（２）と同様の理由により、人力でのはつり落としが困難となった。ワイヤーソーイングによるとりこわしの場合、工事費が増大することから、ブラスト処理後、あと施工アンカーを用い、コンクリート健全部へのアンカー定着を行うこととする。このため、既設坑門はつり落とし工は廃工する。

（５）エアモルタル工の作業時間帯変更

請負人による施工計画の結果、エアモルタル工は、道路規制を伴わず施工が可能となったため、夜間施工から昼間施工に作業時間帯を変更する。

（６）エアミルク工の追加

既設覆工コンクリート削孔の過程で、既設覆工コンクリート部に空洞が生じていることが分かった。空洞充填のため、エアミルク工を追加する。

（７）現地精査の結果、その他数量に増減が生じる。

※　原議用、経理課用の２部作成すること